

高知大学研究推進戦略委員会規則

平成 23 年 4 月 13 日
規則 第 1 号

最終改正 令和 4 年 3 月 28 日規則第 101 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、国立大学法人高知大学組織規則第 16 条第 2 項の規定に基づき、高知大学研究推進戦略委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 研究推進の戦略的な企画・立案に関する事。
- (2) 競争的研究資金獲得のための戦略的な企画・支援に関する事。
- (3) その他全学的な研究推進に必要な事項に関する事。

(組織)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 理事（研究・医療・評価・IR 担当）
- (2) 副学長（研究担当）
- (3) 学系長
- (4) 総合研究センター長
- (5) 次世代地域創造センター長
- (6) 研究国際部長
- (7) その他委員長が必要と認めた者

2 前項第 3 号の委員が都合により委員会に出席できない場合は、代理の者を出席させることができる。

3 第 1 項第 7 号の委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。

第 4 条 委員会に委員長を置き、理事（研究・医療・評価・IR 担当）をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代行する。

(アドバイザーボード)

第 5 条 委員会に、研究推進戦略に資するため、アドバイザーボードを設置することが

できる。

- 2 アドバイザリーボードは、学外の有識者（以下「外部アドバイザー」という。）をもって構成する。
- 3 外部アドバイザーの候補者は、委員会が推薦し、学長が委嘱する。
- 4 外部アドバイザーは、研究推進・研究戦略に関し、専門的な立場から意見・助言及び講演等を行う。

（議事）

第6条 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ議事を開くことができない。

- 2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（事務）

第7条 委員会の事務は、研究国際部研究推進課において処理する。

（雑則）

第8条 この規則に定めるほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成23年4月13日から施行する。
- 2 この規則の施行後、最初に任命される第3条第1項第7号に定める委員の任期は、第3条第3項の規定にかかわらず、平成24年3月31日までとする。

附 則（平成24年3月14日規則第113号）

この規則は、平成24年3月14日から施行する。

附 則（平成24年12月28日規則第50号）

この規則は、平成25年1月1日から施行する。

附 則（平成25年1月23日規則第59号）

この規則は、平成25年1月23日から施行する。

附 則（平成26年3月31日規則第114号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月23日規則第118号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年9月26日規則第44号）

この規則は、平成30年10月1日から施行する。

附 則（平成31年3月27日規則第100号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月28日規則第101号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。